

# 若越郷土研究

34の6

## 南北朝期の若狭国人

### 三方氏について

河村 昭 一

はじめに

貞治五年（一一三六）から永享十二年（一四四〇）にいたる一色氏の治政下で若狭守護代をつとめたのは、小笠原長房・同長春・三方範忠・同忠治の四人である。小稿は、先に検討した小笠原氏二人に続いて、三方氏の動向を明らかにするための前提作業として、守護代になる前の、南北朝期の三方氏について若干の考察を加えようとするものである。

網野善彦氏は、三方氏について、「三方郷に本拠をもつが、若狭氏といわれたこともあり、

河村 南北朝期の若狭国人三方氏について

事実、この郷は鎌倉末期まで若狭氏が地頭を  
しているので、そうみてよいであろう」と  
説明されている。<sup>②</sup>ここで「若狭氏といわれた  
こともあり」とされるのが、もし、室町期の

を考えてみようとするのが、本小稿の主たる  
目的である。

### 一 南北朝前期の若狭氏

太良庄年貢算用状に散見される「守護代若狭方」<sup>③</sup>のことを指しておられるのであれば、これは姓ではなく、三方若狭守範次、もしくは忠治（おそらく前者）のことであって、右の所説は必ずしも正確ではない。しかし、三方氏の名字の地が三方郡三方郷であることは否定し難いであろうし、三方郷地頭職は、建久七年（一一九六）若狭守護となった若狭忠季以来忠季―忠清―又太郎と、鎌倉期を通じて若狭氏が伝領したことからすれば、三方氏が若狭氏の末裔であることもまた、きわめて蓋然性が高い。室町期の守護代三方範忠・忠治の「忠」も、若狭氏の忠季・忠清・忠兼（又太郎の弟）以来の通字とみることもできる。若狭氏については、すでに網野氏が南北朝期まで含めて詳述されているが、南北朝初頭と最末期にそれぞれ若狭氏、三方氏に関する未使用史料があるので、それらを手がかりにして、守護代になる前の三方氏の政治的地位

「若狭国守護職次第」<sup>⑥</sup>（以下「守護次第」と略記）によれば、建武三年（一一三六）七月二十五日、足利方の若狭守護斯波時家が小浜に入部したのに対して、八月二十八日から官方の「軍大将左門少将殿、又国司代若狭又太郎・守護代式部六郎」らが三方郡方面から攻め込み小浜を奪取したという。すなわち、若狭又太郎は官方の「国司代」の地位にあつたことが知られる。若狭ではこのあと九月四日に斯波家兼（時家）が再び小浜を奪還して足利方が優勢に立ち（守護次第）、同年十月新田義貞らが越前金ヶ崎城に籠城すると、若狭の武士の多くは但馬勢と共に今河頼貞に率いられて金ヶ崎城攻撃に加わったものと思われる。<sup>⑦</sup>

金ヶ崎城が翌建武四年三月に落城した後、若狭又太郎の跡職は本郷貞泰に勲功の賞として宛行われたことが、次の文書によって知られる。

## 若越郷土研究 三四卷六号

(足利略誌)  
(花押影)

下 美作左近将監貞泰

可令早領知若狭国三方郷・同保地頭職

若狭文事、  
太郎略事、

右以人、為勲功之賞所宛行也者、守先例、可致沙汰之状如件、

建武三年八月廿一日

若狭では、建武三年の混乱以後、暦応三年の年間(一三三八〜一三四九)を通じて、目立った戦闘は記録されていない。この間、太良庄では暦応二年(一三三九)二月に前年分の年貢算用状が作成されて収取体制の立て直しが図られたし、明通寺では建武五年(一三三八)守護斯波家兼から「越前国凶徒対治祈禱」を命じられるなど、若狭における軍事情勢は、足利方が官方を圧倒していたとみられる。このことは、若狭又太郎の所領の關所化とその本郷貞泰への給付は、単なる名目的なものではなく、この時点での又太郎の没落を意味するものと思われる。しかし、この三年後若狭氏は復活する。

若狭国三方保郷兩所地頭職事、本主若狭又太郎入道子息弥太郎光忠軍忠之間、当郷等

各半分所返付光忠也、彼替追可有沙汰、可  
存知其旨之状如件、

暦応三年七月十二日

美作左近将監殿

(足利略誌)  
(花押影)

これによれば、又太郎の子息光忠が足利方に属して軍功をあげ、父の旧領の半分を還付されたことが知られる。光忠がいつから父と袂を分かつたのかはわからないが、父祖伝来の所領の回復のため幕府方に転じたに違いない。ここで注目しておきたいことは、光忠はおそらく尊氏から直接父の旧領(の半分)を宛行われたのではないかということである。もししかりとせば、若狭氏の立場は、本郷氏と同様將軍直属御家人とみなすことができ、このことが以後の彼の政治活動を少なからず規定したと思われる。

観応の擾乱に際して、若狭国人らは一揆を結んで直義方に与し、観応二年(一三五二)八月若狭に没落した直義党の守護山名時氏に属して、同年十月尊氏の任じた新守護大重成の代官やこれを支援する本郷貞泰らと戦い、ついに十一月代官らを放逐した(守護次第)。若狭光忠に関する史料はないけれども、おそ

らく本郷氏らと行動を共にし、一揆側と戦ったのではなからうか。

翌観応三年閏二月、いわゆる正平の一統が破棄されると、若狭でも再び戦乱状態となるが、この頃の若狭の南朝勢力の有力な一員として若狭二郎の一族がいた。二郎は、網野氏が又太郎の弟忠兼、又はその子季兼と推定されている人物で、正平七(観応三)年閏二月二十五日小槻(脇袋)国治申状に次のように見える。

(前略)彼稻庭権守後類若狭二郎と申候者先年為官方きらら坂にて討死了、然間於宮方者無雙軍忠者候、何様一統の御代候者、濫妨候へしと存候之處、去弘国年中二七箇所安堵仕候隨一にて候之由承候、爰如去年正平六九月廿八輪旨者、不可有相違候歟、雖然彼若狭二郎當国国司一族候、随而扶持之由承及候、三宅之入道無謂押領之上者、先彼禅門名字にて御訴候、制札繪旨を御申候て、小野僧正之御房御書を国司方へ被遣候者能候ぬと存候、但国司一族にても候へ縁者にても候へ、御宛文たに給候者、入立候ましく候へとも、為問答之用意申候、恐惶敬白、

閏二月廿五日

小槻国治(花押)

これによれば、若狭二郎は宮方の「無雙軍忠者」として、「先年」比叡山雲母坂で討死したこと、および彼は若狭国司の一族ということとで、興国年中(一三四〇〜一三四五)に、

おそらく太良庄を含む七か所の所領を安堵されるなど、宮方から扶持を受けていたことが知られる。右にいう「先年」がいつなのかは必ずしも明確でないが、後半部分で、脇袋国治は、まず太良庄の押領者の一人三宅入道の名を挙げて訴え「制札綸旨」を獲得した上で

東寺長者弘真(「小野僧正」)からの書状を国司の方へ遣わすことを進言しているところから、若狭二郎の討死後もその一族が「国司一族」の地位を利用して、まだ若狭に勢力を保持しており、脇袋・東寺側としても初めから名指して訴えることが憚られたらしいことがうかがえる。ただし、先にも述べたように、建武三年以後貞和期まで若狭では比較的平穏を保っていて、軍事的には幕府方が制圧していた。したがって、若狭二郎が「国司一族」として、興国年中に宮方から所領安堵を受けて

いたといっても、それは、おそらく形式的なものではなかったか。若狭二郎一族の太良庄押領というのも、正平の一統、ついでその破棄という政治的混乱を、名目的領有を実体的なものにする好機ととらえて起こした行動であって、これ以前の若狭二郎一族は、宮方としていわば雌伏していたというべきであろう。したがって、この間の三方郷は、一族で唯一幕府方に属した若狭光忠が実際に領有していたと考えられる。なお、三方氏を称するようになったのは、この光忠の時ではあるまいか。すなわち、伝統ある若狭姓を敢えて捨てたのは、宮方として活動した父又太郎や叔父(又は従弟)二郎らから自己の立場を峻別せんとする意図からで、尊氏から宛行われた三方郷(保)をあらためて名字の地としたと解釈することもできない。

さて、文和二年(一三五三)七月になると山名時氏が南朝から若狭守護に還補され、その代官、幡津次郎左衛門尉・三宅中村六郎左衛門尉が稲岡城に籠もった。しかし、二年前時氏に与した若狭国人らは今度はこれを攻めて、同月二十七日落城させた。このあと数年

程、河崎氏ら一部の国人が南朝方に留まったらしいが、大勢としては、南朝方の劣勢はぬぐいがたく、忠兼(直阿)―季兼(二郎)系統の若狭氏は、ほどなく没落を余儀なくされたものと思われる。一方、父又太郎に叛して早く足利方に転じた光忠の、この間の動静はまったく伝わらないが、先にふれたように、將軍直属御家人として、本郷氏と同じように一貫して幕府方・尊氏方として行動したものと考えられる。この点において、観応の擾乱で直義方として一揆を結んだ国人らとは一線を画すべき存在ではなからうか。

## 二 応安の国一揆と三方氏

若狭の国人は、周知のように守護権力に対する独立意識が強く、しばしば守護と対立してきたが、つとにその総決算と評価されていくのが、応安四年(一三七二)の国一揆である。この時の守護方、一揆方の構成は、次頁の表の如くである。これによれば、守護方に参じたのはほとんどが大飯郡の国人で、一揆側は遠敷郡、三方郡の者が多く、若狭国人に限ってみれば、その参加のあり方は、いわば

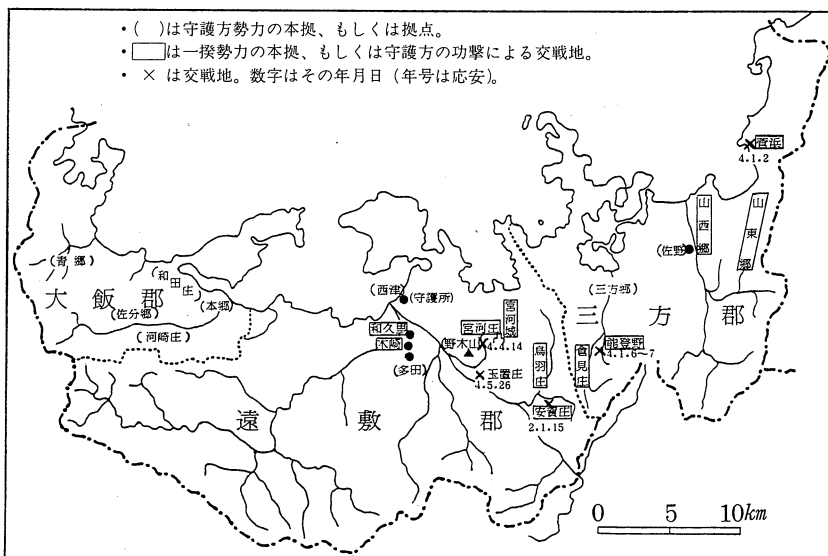
河村 南北朝期の若狭国人三方氏について

応安の国一揆における守護方・一揆方の構成

守 護 方		一 揆 方	
武 士	本 拠 地	武 士	本 拠 地
一色詮範	(守護範光の子)	(山東氏)	三方郡山東郷
小笠原長房	(守護代)	(山西氏)	〃 山西郡
佐分氏	大飯郡佐分郷	?	〃 倉見庄
本郷氏	〃 本郷	鳥羽一族	遠敷郡鳥羽庄
青一族	〃 青郷	宮河一族	〃 宮河庄
河崎氏	〃 河崎庄	?	〃 安賀庄
三方氏	三方郡三方郷	武永入道	? (宮河城で討死)
佐野氏	? (〃 耳西郷佐野ヵ)	(木崎氏)	〃 木崎
多田氏	遠敷郡多田	(和久里氏)	〃 和久里
和田氏	(大飯郡和田庄ヵ)		

- 注(1) 「若狭国守護職次第」(『群書類従』第四輯、補任部)による  
 (2) ( )を付した武士は、史料には地名のみがあつて、姓としては見えないものであるが、いずれも建久7年(1196)6月日若狭国源平両家祇候輩交名案(百合ホ-4-5)に見え、若狭国御家人であつた。このうち、山西氏は貞和元年(1345)の文書(本郷文書16号)に「山西郷地頭山西三郎二郎」とあるから、山東氏とも合わせて南北朝期にも国人として存在したと考える(山東氏は戦国期に武田氏重臣として見える)。木崎氏は貞治5年(1366)の文書(百合エ-81など)に太良庄の押領者として木崎弾正忠の名が見え、和久里氏は鎌倉末期にかかる若狭大田文朱注(本文注5)に和久里兵衛大夫・同又太郎の名があるので、ともに南北朝期の当該地を代表する国人とみなした。

図 応安の国一揆関係図



東西対抗の様相を呈しているといえる(図参照)。かかる中で三方郡三方郷を本拠としていたと思われる三方氏(おそらくかつての若狭光忠)が守護方に属しているのは、地域的観点からみて目を引く。すなわち、佐野氏が三方郡の国人である可能性を残しているものの、耳川以東の三方郡、および三方郷の南・西に続く倉見庄・鳥羽庄・安賀庄から小浜に至る、北川流域はすべて一揆勢力の地盤(多田のみ守護方)であることを考えると、三方氏の守護方参陣はよほど強い必然性があつたに違ひなく、それは、前に推測したように、常に上級権力とは距離を保ちながらしばしば一揆を結んでこれと対立してきた近隣国人らとは一線を画して、幕府(將軍)権力との関係を維持、強化していこうとする彼の志向の然らしむるところではなかつたろうか。守護方のメンバーのうち、佐分・本郷両氏がのち奉公衆になつている事実は、この一揆に際して守護方に参じた国人が必ずしも守護被官であつたわけではないことを示しており、この時期の三方氏の立場も、一色氏被官に限定する必要はないのである。

### 三 南北朝末期の三方氏

南北朝末期における三方氏の政治的地位をうかがわせる史料はほとんどなく、管見の限り、次の文書が唯一あるのみである。

東寺領若狭国太良庄地頭職神宝段銭事、可被停止催促之由候也、仍執達如件、

康応元 治部左衛門入道 禅々在判  
九月十日

矢野長門

倫幸在判

飯尾掃部亮殿

三方兵庫助殿

南北朝末期以降、幕府の発給する段銭関係文書は、原則として奉行人奉書が用いられるが、その宛所は室町期にはほぼ守護代が一般化するものの、南北朝期においては守護・両使の双方が混在している。右掲文書の宛人二人はいうまでもなく両使に当るが、三方兵庫助が段銭取納使としての両使であつたとすれば、彼は在京する幕府吏僚である可能性も出てくることになる。なぜなら、たとえば貞治五年(一三三六)山城国紀伊郡・乙訓郡に吉祥院修造段銭が課せられた際、幕府から「政

所下部」とみられる「使者兩人」が派遣された例があり、しかも三方兵庫助とともに両使となつている飯尾掃部亮は幕府奉行人の一族と目されるからである。しかし、両使がともに中央の幕府吏僚で占められるとは限らないことが、応安五年(一三七二)の日吉社神興造替諸国段銭賦課の際の、丹波畑庄に関する次の史料からうかがえる。

自畑庄飛脚到来、経世入道進状、當国段銭事兩使一方松田某、一方久下新左衛門尉已允催所々、當庄分同先付切府了、

これによれば、段銭取納を命じられた両使は松田某と久下新左衛門尉で、久下の方が丹波の「住人」とされている。新左衛門尉を名乗る久下氏は、今のところ文書上には確認し得ないが、同氏が丹波屈指の国人であつたことは否定し難い。<sup>26)</sup>一方の松田氏は、周知の如く幕府奉行人を輩出している家であるから、右の松田某も幕府吏僚とみなして大過あるまい。すなわち、段銭取納使としての両使は當該国の在国人と幕府吏僚が組み合わされて構成されることがあつたということにある。このことを、先にあげた若狭のケースに援用

することが許されれば、幕府奉行人の一族とおぼしき飯尾掃部亮を幕府吏僚、三方兵庫助を若狭国人とみなすのが自然であろう。

この点がある程度裏づけるとみられる史料が、先の幕府奉行人奉書に關連する（康応元年、一三八九）十二月三日東寺雜掌頼勝書状案（土代）で次のように見える。

東寺領若狭国太良庄神宝段錢事、去九月十日御免之書下、既付段錢奉行一方御使飯尾掃部亮之處、於国及譴責云々、（後略）

これによれば、先の幕府奉行人奉書（御免之書下）は宛人のうち飯尾掃部亮の方にのみ届けられたらしいこと、彼は段錢奉行と呼ばれても不自然ではない地位にあったらしいことがうかがえる。

以上のことから、三方兵庫助は、あたかも応安五年の丹波における久下新左衛門尉と同じように、若狭の「住人」として、京都から派遣される飯尾掃部亮と共に段錢収納に当たることを命じられたものとみて大過あるまい。先にふれたように、段錢の催免に関する幕命は両使とほぼ同じ頻度で守護にも出されたし、応安五年（一三七二）の日吉社神興造替諸国

段錢、および康暦元年（一三七九）の日吉・祇園・北野三社神興造替諸国段錢の賦課の際も、幕府は難渋の在所があれば「守護使相共」に譴責を加えるよう命じていて、たとえ兩使が収納に当たる場合でも実質的に守護使がこれにかかわることは少なくなかったと思われる。

そのことからすれば、在地国人として兩使に登用された三方兵庫助の活動は、守護使のそれと実質的にはそれほど差異はないということもできる。しかし、守護のもとで動く守護使ではなく、直接幕命を帯びて行動する兩使であったところに、前節までで強引に推論したところの、三方（若狭）氏の將軍直屬御家人の性格がかいまみられるように思われる。

ちなみに、明德元年（一三九〇）と翌年の「賀茂造替要脚若狭国段錢」徴集の兩使は、本郷詮泰（兩年）・佐分越前入道（元年）・同平五郎（二年）が任じられているが、本郷・佐分兩氏は前述したように室町期に奉公衆となる家であるから、ここからも、三方兵庫助の政治的地位が類推できよう。少なくとも彼が守護一色氏との間に直臣と呼び得る程の緊密な関係が形成されていなかったことは認められてよからう。

この点を裏づけるように、明德二年（一三九一）の明德の乱における一色詮範・満範父子の活躍を詳述する「明德記」<sup>①</sup>には、若狭守護代小笠原長房を始め、大河原長門守・河崎肥前守・同帯刀の名が見えるのに、三方氏の名はない。また翌年八月二十八日の相国寺供

養の際の一色満範・範貞兄弟の隨兵、計十二人の中にも、やはり三方氏は含まれていない。<sup>②</sup>この隨兵には当時の一色氏重臣団の構成をそのまま示すものとみなしてよく（ただし各家当主自身は参加していない例が多い）、事実の中には当時の若狭・尾張智多郡守護代小笠原長房の一族三人を始め、のち三河、丹後の守護代となる氏家氏<sup>③</sup>、延永氏<sup>④</sup>も見える。さらに、応安の国一揆で三方氏と共に守護方に属した佐野・河崎本人もしくははその一族と思われる（佐野のみ丹後国人の可能性あり）<sup>⑤</sup>佐野中務丞秀勝・河崎肥前守光勝もこの隨兵のメンバーとされているし、特に河崎は、年不詳ながら、若狭本郷の内宮役夫工米の国催促停止の旨を奉じる某貞徳奉書を、長田因幡入道と共に宛てられていて、守護使もしくはは在国奉行の地位にあったと推察される。した

がって、三方氏は守護一色氏との関係において、少なくとも、右の河崎氏に比べて稀薄であつたことは否定できない。ただ、そのことをもって国人としての実力を測るのは正しくなく、彼が、若狭有数の国人であり、かつ、むしろ將軍権力との関係を想定し得る武士であつたことは、幕府から段銭徴集の両使に起用されたことに示されている。

### むすび

史料がきわめて断片的であるため、南北朝期の三方氏の姿は、ほとんど明瞭にはし得ず、およそ、以下のような輪郭めいたものしか見えなかつた。三方氏はおそらく鎌倉前期の若狭守護若狭氏の流れをくみ、三方郡三方郷を名字の地とする名族で、南北朝の動乱開始直後、官方に属した若狭又太郎は三方郷・三方保を足利尊氏から没収されたが、まもなくその子、光忠が幕府方に転じて、旧領の半分を尊氏から還付され、のちの三方氏としての発展の足場を確保した。光忠の叔父、又は従弟の二郎は親応の擾乱頃まで官方に属していたが、文和以後没落したと思われる。この間光

忠は、本郷氏のような將軍直屬御家人的立場にあつたと推測され、姓を若狭から三方に改めたのもこの光忠の時ではないかと考えられる。彼が応安の国一揆に際して、近隣の三方郡・遠敷郡東部の国人らと離れて守護方に加わつたのは、守護被官としての行動というよりも、むしろ、本郷氏や佐分氏らと同じく、幕府御家人として参陣したものとみられる。

康応元年(一三八九)三方兵庫助が幕府から段銭徴集の両使に起用されたのも、彼のそうした政治的立場を示唆するものである。同じ若狭国人の河崎氏が守護行政機構の中に組み込まれたのに比べても、三方氏と守護一色氏との関係はそれほど緊密なものにはなつておらず、のち若狭・山城守護代、侍所所司代として権勢を振るう基盤は、南北朝期を通じてまだ整つていなかつたといふべきであろう。以上の結論の大部分は、確証のないままの独断にすぎない。また、若狭弥太郎光忠と三方兵庫助、さらには、のち守護代となる三方彈正左衛門(のち山城入道)範忠が、はたして直接系統的につながるかどうかも、何ら保証はない。したがって、小稿の所論は、あ

くまでも一つの仮説的素描にすぎず、これらの検証、見直しは後考をまたねばならない。

### 注

- (1) 拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」(『兵庫教育大学研究起要』第九卷)、同「將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房」(『若越郷土研究』第三十卷一號)

- (2) 網野善彦『中世莊園の様相』(塙書房、一九六六年)三一三頁

- (3) この表記が見えるのは、応永二十七年分の年貢算用状(東寺百合文書、フ函九〇)以下では「百合フ一九〇」の如く略記、文書番号は京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』による、「東寺文書」に「一三〇」からで、以後同三十四年分まで毎年見える(百合リ一〇六一一〇八・一一三、八一―一四五・一四六・一四九―一五三、『東寺文書』り―一三八)。
- (4) 詳細は予定している別稿に譲るが、太良庄年貢算用状に見える「守護代若狭方」は、守護代三方範忠が自分の代官(小守護

代とは別)として若狭に下した、範次(範忠の三男)、もしくは弟の忠治のことである。範次については応永二十六年四月八日若狭一二宮造宮棟札(『小浜市史』社寺文書編所収、若狭彦神社文書一四号)①②、および『若狭守護代記』(若狭史学会、一九七三年)永享元年条、忠治については永享九年十月二十一日一色義貫遵行状、同月二十三日三方忠治遵行状(『壬生家文書』五九・三三六号)、および『満濟准后日記』永享四年正月二十八日条をそれぞれ参照。

(5) 文永二年十一月若狭国惣田数帳案(百合ユ一二)の三方郷の末尾朱注に「地頭若狭兵衛入道跡、若狭又太郎伝領之」とある。又太郎については、『鎌倉遺文』・『福井県史』(資料編2)は(忠清)の注を付すが、網野氏は、正安四年没収されるまで太良庄以下一四か所の地頭職をもつていて、南北朝の動乱開始直後も太良庄の奪還を企てた忠兼(忠清の子)の兄と推定されている(前掲書、一七頁など)。なお、同田数帳の朱注の年代は記事のある元享元年八月以後降ること遠からざる時とされている(田

中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」、石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年、所収)。

(6) 『群書類従』第四輯(補任部)

(7) 『太平記』卷十七、「金崎城攻事野中八郎事」に、「今河駿河守ハ但馬・若狭ノ勢七百餘騎ヲ率シテ小浜ヨリ向ハル」とある。なお、「若狭国鎮守一二宮社務代々系図」

(『小浜市史』社寺文書編所収、若狭彦神社文書二号)で、十三代光景の娘(元応二年没)が和田重貞との間にもうけた長子親貞が「於敦賀金崎死了」とされているのは、本郷家泰が直接尊氏から軍勢催促状を宛てられているのと共に、『福井県史』資料編2所収、本郷文書一三三号)、『太平記』の記事をある程度裏付ける事例といえよう。

(8) 本郷文書一四号

(9) 網野氏前掲書、二一九―二二三頁

(10) 『小浜市史』社寺文書編所収、明通寺文書二一五号

(11) 本郷文書一五号

(12) 光忠は三方郷・三方保のそれぞれ半分ずつの地頭職を得たのであるが、残り半分を有

した本郷氏の貞和二年・観応二年の讓状(本郷文書一七・二六・二七号)にはいずれも三方保地頭職しか載せない。あるいは相博などによって三方保は本郷氏、三方郷は若狭氏がそれぞれ一円支配することになったのかも知れないが、詳細は不明である。なお、三方保も以後本郷文書から見えなくなるので、いずれにせよ、室町期には三方氏の本拠として同氏の一円支配に帰したものと推察される。鎌倉末期に若狭又太郎の領有していた栗田保・犬丸名の帰属はまったく不明である。

(13) 前掲美作左近将監苑足利直義御判御教書は若狭光忠への還付に伴う替地給付を約したものであるが故に直義が発給したものであり、光忠に対する還付そのものは、主從制的支配権の行使者たる尊氏が、本郷貞泰宛のと同じ袖判下文を下したものと思われる。

(14) 本郷文書一八号

(15) 本郷文書三二〇―三三三号

(16) 百合フー一三三(『大日本史料』第六編之十七、五〇四―五〇五頁)。脇袋国治の動きについては、網野氏前掲書、二三三―二三七頁に詳しい。



- (17) 「若狭国税所今富名領主次第」(『群書類従』第四輯、補任部)。網野氏前掲書、二三七頁参照。
- (18) 河崎信成は、神宮寺に南朝年号(正平十二年)延文二年)の祈願状を捧げている(『小浜市史』社寺文書編所収、神宮寺文書一〇号)。
- (19) 網野氏は、「若狭における荘園制の形成」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年、所収)において、一揆側の地盤がいずれも山門と密接な関係があり、かつ、山門勢力とみられる近江勢も一揆方に加わっていたことから、この応安の国一揆には守護と山門勢力の対立という一面もあったという、重要な指摘をされている(三章注19)。
- (20) 「永享以来御番帳」(『群書類従』第二十九輯、雑部)の一番に、本郷美作入道・同三郎・佐分彦六郎の名がある。
- (21) 百合ツ―八〇・八一
- (22) 百瀬今朝雄「段銭考」(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年、所収)、小林保夫
- 河村 南北朝期の若狭国人三方氏について
- 「室町幕府における段銭制度の研究」(『日本史研究』一六七)
- (23) 試みに、今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成』奉行人奉書編上巻(思文閣出版、一九八六年)で、明德以前において段銭関係文書を検索してみると、康応二年以後七点見出すことができるが、宛所のない一点(五一号)を除くと、「守護(殿)」宛が二点(三七・四一号)、「山名譜岐守(義幸、丹後守護)」宛が一点(三八号)、「両使御中」宛が二点(四〇・四五号)あり、残りの一点が本文に掲げた文書(四六号)で、結局守護宛と両使宛は三点ずつとなる。
- (24) 『師守記』(史料纂集)貞治六年六月十一日条
- (25) 『後愚昧記』(大日本古記録)応安五年十月十日条
- (26) 『兵庫県史』史料編中世三所収の久下文書には、南北朝期に新左衛門尉の通称をもつ者は見当たらない。なお、永正九年五月二十六日久下政光遺言状案(同文書五六号)に載せる系図には、南北朝末期の重元の名乗りを新左衛門尉とするものの、史料
- の性格上確証とはなし得ない。
- (27) 『太平記』には、元弘三年四月、丹波篠村八幡で討幕を決意した足利高氏のもとに最初に馳せ参じた「当国ノ住人」久下時重を始めとして、丹波国人としての久下一族(長重・五郎)の活躍を伝える(巻三・九・十四・十六・三十一等)。なお、久下氏については『兵庫県史』第二巻、七七九―七八一頁、第三巻、二二二―二三三頁参照。
- (28) 百合オ―八一(二)
- (29) 室町幕府追加法一一二・一二七条(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻、室町幕府法)
- (30) 本郷文書六六・六七号
- (31) 『群書類従』第二十輯(合戦部)
- (32) 『相国寺供養記』(『群書類従』第二十輯、釈家部)
- (33) 拙稿「南北朝期における守護権力構造」一(『若越郷土研究』第二十三巻二号)で斯波氏の随兵を検討し、当主の嫡子が多かつたらしいことを指摘したことがある。
- (34) 『康富記』応永三十年八月二十三日条、『師郷記』永享十二年五月二十二日条

(35) 今谷明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)三五七―三五八頁参照

(36) 長祿三年の状況を示すとされる「丹後国諸庄園郷保惣田数帳」(『舞鶴市史』史料編所収)によると、佐野四郎は熊野郡で名字の地と思われる佐野郷の他、元重保・海士郷に合わせて七〇町歩余もの所領をもち、これは在地国人では守護代延永左京亮直信に次ぐ。したがって相国寺供養時の随兵佐野秀勝も、この丹後佐野氏かも知れない。ただし、南北朝期の丹後に佐野氏がいたかどうかは今のところ確認できない。

(37) 本郷文書八九号